#### 1 現 状

現在の個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに、3本の法律(個人情報保護法(民間事業者)、行政機関個人情報保護法(国の行政機関)、独立行政法人等個人情報保護法(独立行政法人等))で定められており、地方公共団体では個人情報保護条例として定められている。このような中、国や地方におけるデジタル業務改革の進展や官民、地域の枠を超えたデータ利活用が活発化してきたことにより、団体ごとの個人情報保護に係る法制の相違がデータ流通の支障となるなどの問題も生じていることから、個人情報保護制度の見直しが行われることとなった。

# 2 見直しの概要

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正され、これによって3本の法律(個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法)が個人情報保護法に統合されることとなったが、国の行政機関、地方公共団体の機関等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが規定された。

しかし、議会においては「国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと、個人情報の適切な 取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないもの」と して地方公共団体の機関からは適用除外とされ、独自のルール設定を求められている。

#### 3 法改正に伴う影響

改正後の個人情報保護法では、原則、議会は適用除外となったため、改正後の個人情報保護法 の第 5 章を参考に、議会独自の個人情報保護条例の制定を進めることが必要とされている。

また、制定に際しては

- ①条例の施行期日は、改正後の個人情報保護法の施行期日である「令和5年4月1日」とすること。
- ② 個人情報の対象は、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定し、各議員が取得する個人情報は対象としないこと。
- ③ 職員(又は委託を受けた事業者等)が正当な理由なく個人情報ファイル等を提供した場合等の罰則(上限:2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)を設けること。等に留意する必要がある。 とされている。

※罰則規定については行政部局との整合性を図る必要もあるが、罰則規定を設ける場合、検察庁の審査を受ける必要がある。

### 4 条例 (例) 作成の基本的な考え方

- ・条例(例 資料 2-3)は、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、基本的には新個人情報保護法の「第5章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応するよう作成
- ⇒ 個人情報保護法が直接適用される執行部側と適用されない議会側の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続きや個人情報の取扱いに関し差異が生じることを避けるため。
- ・議会の個人情報の対象としては、基本的に議会事務局が保有する個人情報を想定(各議員が取得する個人情報は想定していない)
- ・機関として負うべき義務を果たす場合は「議会」、個人情報保護にかかる開示や訂正など 具体的な手続きや処分等を行なう場合の権限行使の主体としては「議長」を規定。

条例の実施について必要な事項は議長が別に規程を定める。

## 5 具体的な検討作業

- ・行政部局では法改正により条例制定を行なう必要性から作業については業者委託している。 議会側の条例制定についてはその業務の中である程度の作業について依頼をしている。
- ・全国的に同じ流れのため、近隣の議会での歩調をあわせることとして協議をしている。

#### 参考

令和4年5月に全国町村議会議長会から送付された資料によれば 第1章から第6章までの章立てがされ、条文については総則 第1条から罰則規定の第57条までとする非常にボリュームのある内容となっている。

「ぎょうせい」「第一法規」に委託発注しているところが多く、議会関係についてもその中で 検討を依頼しているところもある。

現状では議長会においても情報が乏しく満足のいく情報が得られない公共でもあるため、北 網ブロック局長会の中で勉強会、情報交換などを積極的に進め、歩調を合わせるように協議し ている。

管内的にも今条例の制定については議会運営委員会での所管事項としているところが多いが、今後の検討については都度、議運を開催するなどして検討を進めていきたいと考える。